

大分県報

令和五年
第四六七号
十二月八日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の廃止	一
生活保護法等による指定医療機関の再開	一
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更	一
生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	一
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	一
製菓衛生師試験の実施	一
正誤	一
令和五年九月二十九日付け大分県報号外（九三）に登載の大分県規則第四十五号（大分県立自然公園条例施行規則の一部改正）中の訂正	四

告示

大分県告示第五百十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年十二月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称 開設者の氏名 所在地 指定年月日

令和五年十二月八日

大分県報（告示）

一

別府さほ歯科クリニック	医療法人涼歯会	別府市石垣西六丁目一番五〇号	令五・一〇・一
真辺歯科医院	真辺 昌之	中津市大字大悟法五二九番地	令五・一〇・一
よしまさ歯科	医療法人よしまさ歯科	日田市田島一丁目七番一四号	令五・八・一
そうごう薬局津久見店	総合メディカル株式会社	津久見市大字千怒六一二六番地の二	令五・一〇・一

大分県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和五年十二月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
宮本整形外科医院	医療法人正裕会	中津市中央町一丁目五番六五号	令五・七・三一
おたべ歯科医院	小田部 誠治	別府市荘園町八組の一	令五・九・一
別府さほ歯科クリニック	医療法人涼歯会	別府市船小路町四番四三号	令五・一〇・一
真辺歯科医院	真辺 健一	中津市大字大悟法五二九番地	令五・九・三〇
永井薬局	永井 和枝	由布市湯布院町川上三七三七	令五・九・三〇

大分県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	再開年月日
訪問看護ステーション 偕楽園	社会福祉法人 鶴会	別府市大字南立石二二七〇番地の二二	令五・一〇・一七

大分県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	変更前	所在地	変更年月日
	訪問看護ステーション 偕楽園	別府市大字南立石二二七〇番地の二二	令五・一〇・一七
	変更後	所在地	
		別府市大字南立石字中津留二一七〇番地八二	

大分県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	実施所の名称	所在地	指定年月日
久恒 一義	ひさつね整骨院	中津市中殿四六九一一	令五・九・二六

大分県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

大分県知事 佐藤 樹一郎

施術者の氏名	実施者の住所	指定年月日
施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
和泉 由美江	別府市上人ヶ浜町一〇組一〇二	令五・六・二六
河野 勝己	別府市弓ヶ浜町四一二一八〇二	令五・一〇・五
平川 茂	佐伯市大字狩生一八三〇一三	令五・一〇・六

○公 告

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号。以下「法」という。）第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和五年十二月八日 大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 試験日時 令和六年三月八日（金曜日）午前九時から正午まで
- 二 試験場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館正庁ホール

ただし、受験者数によって会場を変更する場合がある。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

四 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技
- 五 試験科目の一部免除
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

六 問題数及び出題形式

六十問 四肢択一式

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和六年一月十五日（月曜日）から同年二月二日（金曜日）までとする（日曜日及び土曜日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書の上、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課まで書留郵便で送付すること（郵送での申込みの場合は、令和六年二月二日の消印のあるものまで受け付ける。）。また、受験願書の提

出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。

大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

一 号 郵便番号八七〇―八五〇―一に提出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番

一 号 郵便番号八七〇―八五〇―一）に提出すること。

九 提出書類

1 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）第一号様式）

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(一) 受験資格1に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(二) 受験資格2に該当する者

一年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

(三) 受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真（出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦四センチメートル・横三センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、受験願書上の空白部分に貼付すること。）一枚

5 製菓衛生師試験通知書（受験票）（六十三円郵便はがきの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入すること。）

6 試験結果通知用封筒（定形規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、八十四円切手を貼付すること。）

十 受験手数料

九千四百円（願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留又は普通為替証書で納入すること。なお、一旦納入した手数料は、返還しない。）

十一 その他

1 試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に行うこと。

なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用定形封筒を同封（九十四円切手を貼付すること。）の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、a13910@pref.oita.jp（行へ）。

3 受験に関する注意事項及び連絡事項については、大分県生活環境部食品・生活衛生課のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/seika.html>）等において周知を行う。

○正 誤

令和五年九月二十九日付け大分県報号外（九三）に記載の大分県規則第四十五号（大分県立自然公園条例施行規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	下	左から一一	「以上」を「程度」	「二以上」を「二程度」